

2007年9月4日

株式会社スクウェア・エニックス

韓国における著作権侵害容疑者起訴に関するコメント

当社のCG映像作品「ファイナルファンタジー®VII アドベントチルドレン」の
無断改変およびミュージックビデオとしての商用利用に関して

韓国の芸能プロダクションのファントム・エンタテインメント・グループ（以下ファントム）に所属する人気歌手‘IVY’の新曲「誘惑のソナタ」の広告宣伝用ミュージックビデオ（以下本件ビデオ）において、当社のCG映像作品「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」の一場面がファントムにより無断改変および実写化され、商用利用された件につき、本日、本件ビデオを製作・指揮した監督ホン・ジョンホ氏と本件ビデオを商用目的で利用していたファントムがソウル中央地方検察庁より起訴されたとの連絡を当社代理人を通じて受けました。容疑者起訴にあたり弊社からのコメントを以下のとおりお知らせ申し上げます。

記

【コメント】

当社のCG映像作品「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」の無断改変およびミュージックビデオとしての商用利用に関して、本日、本件ビデオを製作・指揮した監督ホン・ジョンホ氏と本件ビデオを商用目的で利用しているファントムがソウル中央地方検察庁より起訴されたとの連絡を当社代理人を通じて受けました。

当社は、2007年3月20日付でホン・ジョンホ氏とファントムを被告として、ソウル中央地方検察庁に刑事告訴しておりました。このたびのソウル中央地方検察庁による起訴は、今回の著作権侵害の悪質さを認め、判断されたものと理解しています。

当社は知的財産権を重要な経営資源の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上

<参考資料> 韓国で2007年6月22日（現地時間）に発表されたプレスリリースの翻訳です。

2007年6月22日

株式会社スクウェア・エニックス

韓国における著作権侵害訴訟提起について

当社のCG映像作品「ファイナルファンタジー®VII アドベントチルドレン」の
無断改変およびミュージックビデオとしての商用利用に関して

株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：和田 洋一、以下スクウェア・エニックス）は、韓国の芸能プロダクションのファントム・エンタテインメント・グループ（以下ファントム）に所属する人気歌手‘IVY’の新曲「誘惑のソナタ」の広告宣伝用ミュージックビデオ（以下本件ビデオ）において、当社のCG映像作品「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」（以下アドベントチルドレン）の一場面がファントムにより無断改変および実写化され、商用利用された件につき、本件ビデオを製作・指揮した監督ホン・ジョンホ氏と、本件ビデオを商用目的で利用しているファントムを相手方として、著作権侵害行為等を理由とした損害賠償請求等を求める訴訟を2007年6月22日付でソウル中央地方法院において提起いたしました。

なお、2007年4月6日付で、ソウル中央地方法院において、ファントムによる本件ビデオの公開・販売禁止の仮処分決定が下っております。また上記訴訟と同様の理由で、2007年3月20日付でホン・ジョンホ氏とファントムを被告として、ソウル中央地方検察庁に対して刑事告訴しており、捜査が進行中であると聞いております。

（事件の概要）

本件ビデオは、2007年3月上旬からインターネット上で有償公衆送信が開始され、仮処分決定まで配信が継続されていましたが、本件ビデオは、アドベントチルドレンの一場面を、無断改変の上、実写化し、商用利用する、という悪質な内容となっています。

ファントムを含む、本件ビデオの関係者からは、商用利用開始前、また開始から仮処分申立に至るまで、当社に対し何らの連絡もありませんでした。当然のことながら、当社は、ホン・ジョンホ氏およびファントムに対し、アドベントチルドレンの利用を許諾しておりません。

当社の法務・知的財産部長である長谷川泰彦は、「コンテンツ保護の先進国として知られている韓国で、しかも、まさに同じエンタテインメントコンテンツ事業に携わる、いわば同業者が、故意に今回のような悪質な著作権侵害を起こし、自社商品の広告宣伝に悪用したことは非常に遺憾です。ファントムは問題の本件ビデオを使って新曲『誘惑のソナタ』の大々的な広告宣伝活動を行い、各種チャートで上位を占めるほどに人気を高め、それとともに本件ビデオも韓国全域に流布していました。

さらにその勢いは、韓国のコンテンツが広く受け入れられている日本、中国、香港、台湾、シンガポール等のアジア地域へも急速に広がり、当社の被害は手がつけられないほどに拡大してしまいました。幸い、関係各位のご尽力により、ソウル中央地方法院において本年4月6日に仮処分決定が下ったこともあり、被害状況は下火になっておりますが、これまでに当社が蒙った損害は甚大であり、かつ、ファントム及びホン・ジョンホ氏から誠意ある謝罪の言葉も無いことから、今般、本件訴訟を提起するに至りました。当社は、知的財産権を重要な経営資源の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。」とコメントしました。

<ご参考>

1. ファイナルファンタジーVIIアドベントチルドレンについて

「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」は、1997年1月に発売され、全世界で982万本（2007年3月末現在）が出荷された「プレイステーション」対応ゲームソフト「ファイナルファンタジーVII」の2年後を描くハイクオリティCG映像作品です。ヴェネチア国際映画祭への連続出品（2004年、2005年）に加え、スペイン・カタルーニャ映画祭「メリア栄誉賞（Maria Honorifica）」、フランス・Zone05「Prix Zone05」、そして日本・第11回AMDアワード「ベストビジュアルデザイナー賞」など数々の賞を受賞しています。現在、吹き替え版（英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語）および字幕版が約70カ国で発売され、全世界で累計340万枚を越えるヒットを記録しています。韓国では、2006年6月に、米ソニー・ピクチャーズ・ホームエンターテインメントより発売されました。

2. スクウェア・エニックスについて

株式会社スクウェア・エニックスは、エンターテインメント分野において、創造的かつ革新的なデジタルコンテンツのヒット作品を生み続けるリーディングカンパニーです。代表作「ドラゴンクエスト」シリーズはこれまでに4,100万本以上、「ファイナルファンタジー」シリーズは7,500万本以上の世界出荷を記録しています。

※SQUARE ENIXおよびSQUARE ENIXロゴ、ドラゴンクエスト／DRAGON QUEST、ファイナルファンタジー／FINAL FANTASY、アドベントチルドレン／ADVENT CHILDREN、その他の社名、商品名は、日本およびその他の国における株式会社スクウェア・エニックスの商標または登録商標です。

※その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。